

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間に伴う対応について
～緊急事態宣言解除及び経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間を終えて～

5月23日に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言については、9月30日をもって解除され、引き続き、10月1日より10月31日の間、県独自の「経済活動再開に向けた感染拡大防止期間」として感染者減少を確実にするための対策を講じてきたところです。

県では、11月1日より11月30日までの期間において「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間（沖縄県対処方針）」（令和3年10月28日）により、感染拡大の抑止と医療・経済・暮らしの両立を図るための取り組みを実施していくこととしておりますので、職員及び利用者等への周知をお願い致します。

高齢者施設や介護保険サービス事業所等においては、感染拡大防止のため、平素からの標準予防策の徹底や、研修、訓練（シミュレーション）の実施をはじめ、施設への感染リスクの持ち込みを防ぐため、面会の中止などの時限的な措置を講じてきたところです。

一方で、高齢者及び介護従事者のワクチン接種も進み、新規感染者数も減少しており、これまでの緊急事態宣言下の状況とは異なる対応が求められております。

特に、高齢者施設等における面会等については、高齢者の家族や地域とのつながりや交流が心身の健康に与える影響という観点も考慮する必要があります。

つきましては、これらの状況等を踏まえ高齢者施設等における、具体的な実施内容を下記のとおりとしましたので、貴施設におかれましては、利用者及び職員の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、実施方針の趣旨をご理解いただき、下記のとおり適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

〔全施設〕

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、引き続き、感染防止対策に留意のうえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

入所者に感染者等が発生した場合の人員体制の確保について、施設内、法人内等で予め検討し、発生時においては当該体制でのサービス継続への対応をお願いいたします。

2 代替サービスの提供の確保について

〔通所系・短期入所系・訪問系・居宅介護支援事業所〕

感染者等の発生によりやむを得ず、自主的に休業する場合には、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所、市町村等と連携し代替サービスの検討を行い、適切なサービスの提供の確保をお願いします。

また、休業する場合には、事前にお知らせいただくとともに、関係市町村への連絡をお願いします。なお、今後、通所介護事業所等における感染者が増加した場合には、感染拡大を防止するため、休業を要請することも考えられます。ついては、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いします。

3 面会等について

〔入所系施設〕

施設の管理者は、地域における発生状況等を踏まえ、制限の程度（施設における1日あたりの面会回数、面会方法（対面、ガラス越し、リモート）、面会時間、人数等）を判断し、感染防止対策を行った上で実施するようお願いします。

なお、介護保険施設等の運営基準においては、常に入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならないとされていること、及び高齢者施設等における面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえて対応を検討する必要があることにご留意いただき、適切な対応をお願いします。

また、長期的に家族等との交流の機会が大幅に減少し、入所者やご家族の不安等に対するケアも重要となっていることから、各施設の介護支援専門員や相談員等による丁寧な対応をお願いします。

※「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」（令和3年7月19日厚生労働省老健局各課連盟事務連絡）参照

4 感染拡大防止策の徹底について

厚生労働省の通知等を踏まえ、これまで感染対策の徹底についてお願いしてきたところですが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を参考に、改めて感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス関連のお知らせ（県高齢者福祉介護課ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

○リバウンド防止と社会経済活動の両立期間（県対処方針）（令和3年10月28日）

新型コロナウイルス感染症に関する各種情報について（県ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/koho/corona/211028.html>

| |
|--------------------------------|
| 担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214 |
|--------------------------------|